

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年8月1日作成)

法令名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（略称：整備法）		
根拠条項	第124条		
許認可等の種類	公益目的支出計画の実施が完了したことの確認		
法令の定め	<p>（認定法）</p> <p>移行法人は、公益目的財産残額が零となったときは、認可行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を求めることができる。</p>		
審査基準	未設定（法令の規定に判断基準が言い尽くされているため）		
標準処理期間	総期間	1 日・ 月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（
	協議機関	日・月	（
	処分機関	1 日・ 月	（
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課		（電話番号：011-204-5004）
申請先	同上		（電話番号：
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ		（電話番号：
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/98928.html ）		